

基本方針 V 環境を保全し継承するまちづくり

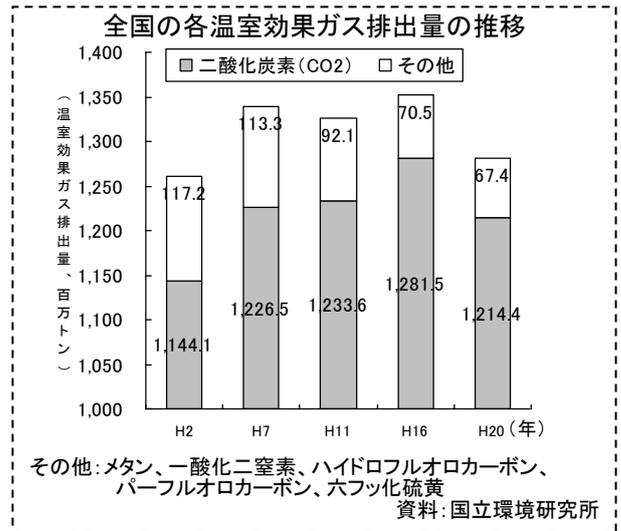
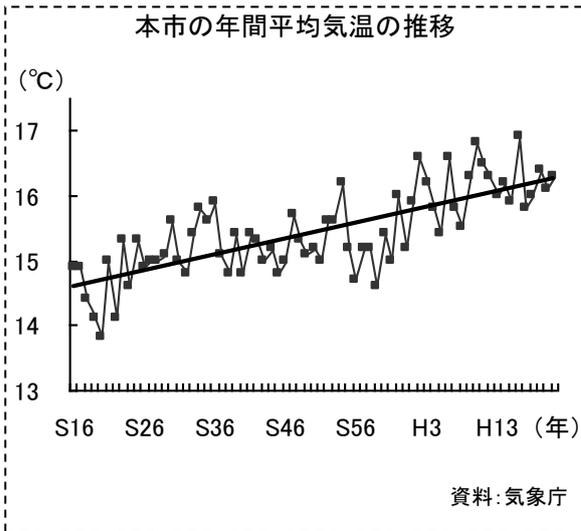
施策名	施策項目	担当部署名	
29 地球温暖化防止活動の推進	地球環境	環境市民部	環境政策課
30 自然環境に配慮した生活環境の保全	生活環境・自然環境	民生部	健康増進課
31 循環型社会の形成	ごみ・リサイクル	環境市民部	生活環境課
32 健全な森林・水資源の保全	森林・水資源	地域振興部	農政課
		建設部	水と緑の課
33 緑と水辺空間の保全と創出	緑・水辺空間		水と緑の課
		地域振興部	楽寿園
34 生活排水処理の推進	生活排水	水道部	下水道課

第5項 環境を保全し継承するまちづくり

29 地球温暖化防止活動の推進 〈地球環境〉

1 現状と課題

- ・近年、地球温暖化が原因と言われる動植物の異変や干ばつ、大雨などの異常気象が頻繁に見られます。
- ・京都議定書で定めた、平成24年(2012年)までに温室効果ガス排出量を6%削減する(1990年比)という国の目標の達成は厳しくなっています。
- ・平成22年(2010年)3月に閣議決定された地球温暖化対策基本法案では、2020年(平成32年)までに温室効果ガス排出量を25%削減する(1990年比)という中長期目標を掲げました。
- ・本市は、平成10年(1998年)3月に、市民・企業・行政が三位一体となって地球温暖化防止を推進することを決意し、「地球温暖化防止都市」を宣言しています。
- ・本市では、平成12年(2000年)7月にISO14001*の認証を取得し、平成15年(2003年)には市内21全ての公立小中学校を範囲に含め、先進的な環境活動を実施してきました。平成21年(2009年)7月には自らの責任でISO14001の規格に適合していることを表明する「自己適合宣言」へ移行しました。
- ・小・中学生などへの環境学習の推進や、学校や地域などで活躍できる環境リーダーの育成に努めるとともに、環境リーダーや環境ボランティア、事業者との協働による、環境保全活動を推進しています。
- ・市内のISO14001やエコアクション21*の認証取得事業者をさらに増加させることが課題になっています。
- ・地球規模の温暖化を防止し持続可能な社会を形成するため「三島市環境基本計画」を改定し、環境の保全、継承に総合的に取り組むことが必要になっています。



2 目的

かけがえのない地球環境を守り、良好な環境を次世代に引き継ぐこと。

3 目標 (指標)

指標名	現状値(H21)	目標値(H27)	指標の説明
環境リーダー育成人数	1,077人	1,500人	市民を対象とした環境教育参加者の累計
新エネルギー導入件数	525件	1,125件	新エネルギー設備導入助成利用件数の累計
ISO14001・エコアクション21認証取得事業所数	65件	95件	ISO14001とエコアクション21の認証取得事業所の総数

4 施策の方向

(1) 総合的環境施策の推進

① 環境基本計画の改定・推進

- ・「環境先進都市・三島」に向け、環境の保全や創造に関する施策の一層の推進を図るため、環境基本計画を改定し、時代に対応した特色ある計画として具体的で着実な施策の推進を図ります。

(2) 地球環境対策の推進

① 地球温暖化対策の推進

- ・温室効果ガスの排出を抑制するため、全市的な地球温暖化対策の推進を図ります。

② 環境マネジメントシステムの推進

- ・行政自ら率先して環境への配慮を実践し、市民や事業者の環境行動を促すため、国際標準規格である ISO14001 の継続的な運用や改善に努めます。
- ・事業者の ISO14001 の認証取得を促進するとともに、中小事業者にも取り組みやすい環境マネジメントシステムであるエコアクション 21 の取得を支援します。

③ 資源・エネルギーの有効利用

- ・持続可能な社会の実現に向けて、計画的に省資源、省エネルギーの活動を推進するとともに、新エネルギーの導入促進に努めます。

(3) 環境教育の推進

① 環境リーダーの育成

- ・環境保全活動について、学校や地域で中心的な役割を担う環境リーダーを育成します。

② 環境教育の推進

- ・幼児から大人まで各世代に応じた環境教育など、環境について自ら考え、率先して行動ができる人づくりを推進します。

③ 環境保全活動の推進

- ・市民環境大学修了生を中心とした環境ボランティアやストップ温暖化推進員と連携した環境活動を推進します。
- ・市民団体や地域に住む人たち自らが主体的、積極的に取り組んでいける環境活動を支援します。

④ エコセンターの活用

- ・旧三島測候所を整備したエコセンターは、環境学習の機会の提供や環境リーダー育成の場として、また、環境情報の発信拠点として活用を図ります。

5 主要事業

■環境基本計画推進事業 ■地球温暖化対策推進事業 ■ISO14001 推進事業 ■三島市環境 ISO 認定制度推進事業	■エコアクション 21 取得支援事業 ■新エネルギー・省エネルギー活用促進事業 ■小学生環境リーダー育成事業	■中学生環境リーダー育成事業 ■環境学習フロンティア事業 ■地域環境づくり推進事業 ■市民環境リーダー育成事業 ■エコセンター管理運営事業
--	--	---

6 協働の取り組み（自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう）

- 環境に配慮した生活（エコライフ）の実践
- 環境負荷の少ない事業活動
- ストップ地球温暖化の活動への理解と協力
- 地域の環境保全活動への参加
- エコアクション 21 の取得

〔用語解説〕

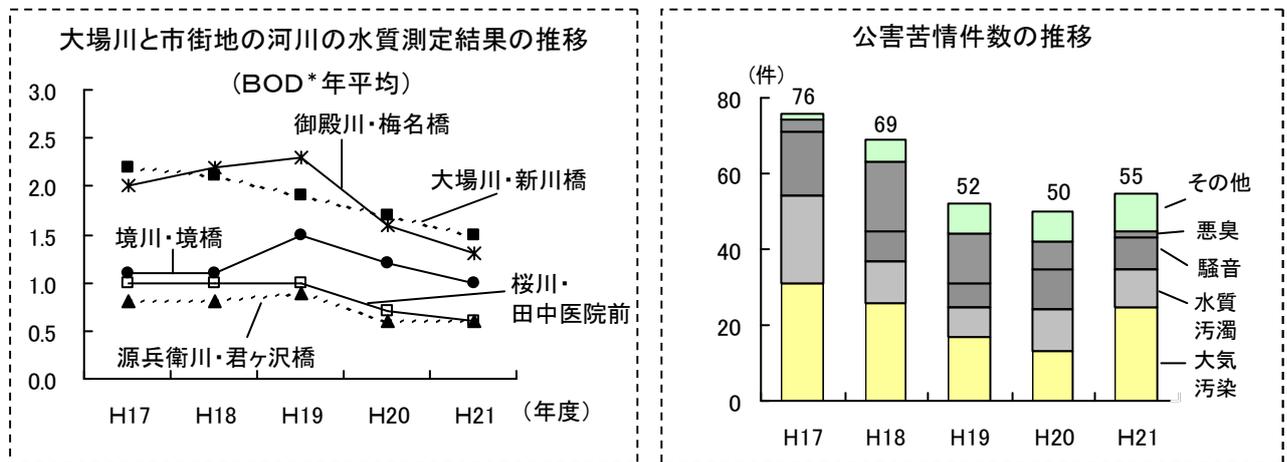
①ISO14001 ②エコアクション 21

第5項 環境を保全し継承するまちづくり

30 自然環境に配慮した生活環境の保全 〈生活環境・自然環境〉

1 現状と課題

- ・安全・安心な暮らしは誰もが望むところであり、良好な生活環境や多様な生命が育まれる自然環境を維持していくことが求められています。
- ・本市では、大気汚染、水質汚濁などを定期的かつ継続的に測定・監視し、生活環境の保全に努めています。
- ・公害・環境保全に係る迅速な行政指導により、公害苦情は減少していますが、個人に対する苦情や法規制では対処できない苦情が増加傾向にあります。
- ・本市の環境の現状などを掲載した報告書の作成・公表や、インターネットによる情報の発信など、正確で適切な環境情報を提供し、市民の環境保全に対する意識の啓発に努める必要があります。
- ・清潔で美しい街並みや快適な空間の保全を図るため、歩行喫煙対策の強化が求められています。
- ・生物多様性*基本法が平成20年(2008年)6月に施行され、多様な生命が育まれる自然環境を保全しつつ、良好な生活環境を確保していくことが必要になっています。
- ・飼い犬や飼い猫の登録数の増加に伴い、糞の始末や鳴き声などの飼養マナーに関する苦情や相談も増えていることから、適正な動物飼養への意識の向上が課題となっています。



2 目的

多様な生命が育まれるなど、豊かな自然環境を守るとともに、快適な生活環境を確保すること。

3 目標（指標）

指標名	現状値(H21)	目標値(H27)	指標の説明
大気・水質等環境基準の達成率	100.0%	100.0%	測定箇所のうち、環境基準に適合している箇所の割合
苦情・相談件数	55件	50件	市に寄せられる公害などの苦情・相談件数
河川清掃・環境講演会参加人数	800人	1,000人	市、環境保全団体が実施する河川清掃、講演会などへの年間参加者数

4 施策の方向

(1) 生活環境の監視・保全

① 生活環境の監視

- ・大気・水質・騒音・振動をはじめ、ダイオキシン類等有機塩素系の有害化学物質などを定期的、継続的に測定・監視します。

② 生活環境保全の指導

- ・市民生活に影響する野焼き・悪臭などの各種苦情・相談に対し、迅速かつ的確に対応します。

- ・事業所などを発生源とする騒音・振動については本市が指導や指示を、その他環境関連法の特定施設*においては、県との立入検査などによって指導を行います。

(2) 環境保全の啓発・普及

① 環境情報の公表・提供

- ・身近な環境の状態や環境政策の進捗状況などを明らかにするため、年次報告書「環境報告書～三島の環境～」を発行するとともに、ホームページなどで公表します。また、広く環境情報を収集し、市民・関係団体などに対し、最新の環境情報の提供に努めます。

② 環境保全活動の支援・促進

- ・環境保全活動を促進するため、市内の事業所などにより構成されている三島地区環境保全推進協議会をはじめとした、各種環境団体の取り組みを支援します。
- ・中小事業者が公害防止を図るために必要な施設の設置を支援します。

③ 歩行喫煙・ポイ捨て防止の強化・徹底

- ・快適な空間を保全するため、歩行喫煙・ポイ捨て防止条例を見直し、路上での喫煙防止を強化します。
- ・ボランティア監視員による指導などを実施し、条例の周知やマナー順守意識の喚起に努めます。

(3) 生物多様性の保全

① 自然環境基礎調査結果の活用

- ・平成 13・14 年度（2001・2002 年度）に実施した三島市自然環境基礎調査の見直しを行い、動植物情報を冊子やホームページなどで公表するとともに、生物多様性の保全のための啓発資料などとして活用を図ります

② 自然保護意識の啓発

- ・生息する多様な動植物の保護の推進や各種団体と協働した行事などを通じ、市民の自然保護意識の啓発に努めます。
- ・森林ボランティア団体などが推進する市内の豊かな自然環境の保全や創造への支援を行います。

(4) 犬や猫の適正な飼養の推進

① 犬や猫の適正な飼養

- ・家庭での犬や猫の適正な飼養について周知・指導するとともに、人と動物が共生できるよう、動物愛護への意識向上を図ります。

5 主要事業

<ul style="list-style-type: none"> ■環境保全推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境監視事業 ■環境年次報告書作成事業 ■三島地区環境保全推進協議会補助事業 	<ul style="list-style-type: none"> ■路上喫煙・ポイ捨て防止対策事業 ■自然環境基礎調査事業 ■生物多様性保全啓発事業 	<ul style="list-style-type: none"> ■犬及び猫適正飼養啓発事業 ■犬及び猫避妊等助成事業
--	---	---

6 協働の取り組み（自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう）

- 環境保全推進団体の活動への参加
- ポイ捨てごみなどの回収・啓発活動への参加
- 歩行喫煙防止への取り組み
- 公害防止への取り組み
- 自然環境保護意識の向上

〔用語解説〕

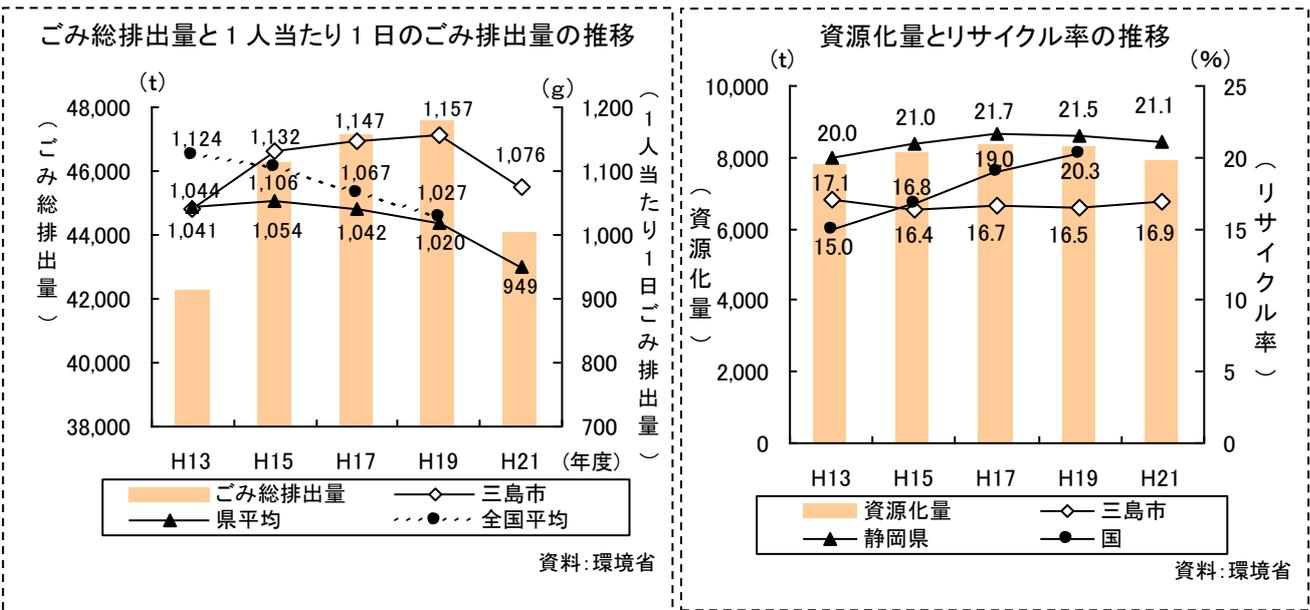
①BOD ②特定施設 ③生物多様性

第5項 環境を保全し継承するまちづくり

31 循環型社会の形成 〈ごみ・リサイクル〉

1 現状と課題

- ・市内の家庭や事業者から排出されるごみの量は、平成13年度(2001年度)から増加傾向にありましたが、市民の環境意識の向上や近年の経済情勢の影響などにより、平成18年度(2006年度)から減少傾向に転じています。
- ・本市は、清潔で住みよい郷土の建設を推進するため、昭和37年(1962年)に「環境衛生都市」を宣言しています。
- ・現在古紙やビン・缶類など10品目のごみの分別収集を実施していますが、市民の資源化への関心は高く、分別の細分化が望まれています。
- ・限りある資源を大切にし、環境にやさしい清潔なまちづくりを進めるために、さらなるごみの減量化・資源化が必要です。
- ・ごみ焼却施設や粗大ごみ処理施設の老朽化に対応するため、精密機能検査などにより長期的な計画を立て、適正運転と管理に努める必要があります。
- ・最終処分場の残余容量が少なく、新規処分場の建設が困難であるため、焼却灰の外部搬出が急務となっています。
- ・後を絶たない不法投棄について、監視員によるパトロールなど市民との協働によって、早期発見・早期回収に努める必要があります。



2 目的

限りある資源を大切にし、ごみのない清潔なまちづくりを進め、環境負荷の少ない循環型社会を構築すること。

3 目標 (指標)

指標名	現状値(H21)	目標値(H27)	指標の説明
1人当たり1日のごみ排出量	1,065 g	943 g	市民1人が1日出すごみの排出量
ごみのリサイクル率	16.87%	24.0%	ごみの排出量のうち、リサイクルされた資源ごみの割合

4 施策の方向

- (1) ごみの減量・資源化の推進

① 一般廃棄物処理基本計画の推進

- ・環境への負荷の少ない資源循環型社会を構築するために策定した一般廃棄物処理基本計画に基づき、社会情勢の変化などに応じたごみの減量化・資源化やごみの適正処理を推進します。

② ごみの排出抑制

- ・環境にやさしい生活スタイルの確立を目指し、ごみ減量化に対する市民や事業者への意識啓発に努め、ごみの発生抑制や生ごみの堆肥化などの支援を行います。
- ・ごみ減量化の推進とごみ処理に対する費用負担の公平化などを目的に、ごみ処理有料化を調査・検討します。

③ ごみの資源化

- ・ごみ分別ルールの周知・指導や廃プラスチック類の分別収集の検討、不用品の再使用の推進など、資源循環システムの形成を進めます。

④ 広域的な取り組みの推進

- ・近隣の8市4町*で構成される駿豆地区広域市町ごみ処理問題検討会において、ごみの減量化や資源化などそれぞれの市町が抱える問題などについて検討します。

(2) ごみの適正処理

① ごみ収集の効率化

- ・ごみ収集の効率化を図るため、自治会の協力のもと適切な集積所の配置に努め、適正なごみ収集を実施します。

② ごみ処理施設の維持管理

- ・年々老朽化するごみ焼却処理施設などの計画的な検査を行い、適切な施設の更新や修理など環境基準に適合する安定した処理施設の維持管理を徹底します。
- ・最終処分場の延命化を図るため、焼却灰の外部搬出や最終処分量の削減に努めるとともに、新たな処理施設や処分場のあり方について調査・研究をします。

(3) 環境衛生の向上

① 不法投棄の防止

- ・不法投棄クリーンキャンペーンや不法投棄監視員によるパトロールなど市民の協力を得て監視強化に努めます。

② 地域美化・防疫業務の支援

- ・自治会などが行う環境美化推進員を中心とした環境美化活動や、ユスリカ駆除などの防疫活動の支援を行います。

5 主要事業

<ul style="list-style-type: none"> ■一般廃棄物処理基本計画推進事業 ■生ごみ処理機購入補助事業 ■一般廃棄物資源化事業 	<ul style="list-style-type: none"> ■一般廃棄物収集運搬事業 ■施設管理業務委託事業 ■施設補修事業 ■処理施設整備事業 	<ul style="list-style-type: none"> ■ダイオキシン対策事業 ■環境衛生推進事業 ■環境美化推進員活動補助事業
--	---	--

6 協働の取り組み（自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう）

- ごみの減量化への取り組みの実践
- ごみの資源化への取り組みの実践
- ごみ収集の効率化への理解と協力
- 不法投棄防止への取り組みの実践

【用語解説】

①8市4町

第5項 環境を保全し継承するまちづくり

32 健全な森林・水資源の保全 〈森林・水資源〉

1 現状と課題

- ・本市の面積の約3分の2を占める箱根西麓の山間丘陵地の森林では、国産材価格の低迷などを背景に整備や管理が不十分な状況が続いており、治山・治水や水源かん養などの森林の公益機能低下が危惧されています。
- ・集中豪雨や台風による災害を未然に防止し、市民の生命・財産を守るため、計画的な間伐や林道整備を推進する必要があります。
- ・竹材消費量の大幅な減少などにより放置竹林が増加していることから、適正な管理による良好な森林形成が求められています。
- ・森林ボランティアの育成や支援により、協働による森林整備活動を進めていく必要があります。
- ・本市の湧水量は減少傾向が続いており、不安定な状況にあります。黄瀬川上流域の市町と連携して地下水保全対策を推進する必要がありますが、流域全体の足並みが揃わない状況にあります。
- ・本市の上水道は地下水や湧水を水源としていますが、市民1人当たりの水道使用量は国や県と比較すると高い水準にあることから、節水意識をさらに向上させることが課題となっています。
- ・地下水の保全と生活水の確保のため、今後も地下水保全対策に取り組むことが必要です。
- ・市街化により低下した地下水かん養機能を補うため、市街地での雨水浸透マス*の普及などを図っていく必要があります。

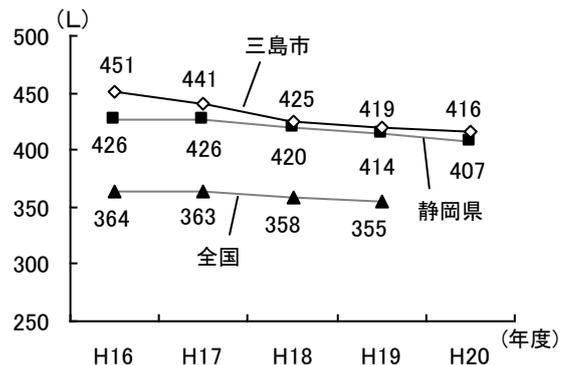
森林と間伐実施の概要

区分	面積(ha)	割合
林野面積	2,379	
天然林	734	31%
人工林	1,645	69%
県有林	182	
私有林	1,443	
市有林	20	
小計(三島市実施対象)	1,463	
間伐実施済延面積	1,122	77%
間伐未実施面積	342	23%

※林野面積に森林整備区域外を含む

平成22年4月1日現在

1人当たり1日平均水道使用量



資料:水道統計、静岡県の水道の現況

2 目的

健全な森を育成し、治山・治水など森林のもつ公益的機能の増進を図るとともに、合理的な水利用の推進とかん養量の増加を図り、水資源を確保すること。

3 目標(指標)

指標名	現状値(H21)	目標値(H27)	指標の説明
間伐実施面積	1,122ha	1,400ha	森林整備計画に基づき間伐を行った森林面積の累計
1人当たり1日の水道使用量	(H20年度) 416リットル	390リットル	1人が1日に使う平均水道使用量

4 施策の方向

(1) 森林の保全

① 森林の育成・保全

- ・森林のもつ多様な公益的機能の発揮・維持のために策定した森林整備計画に基づき、間伐をはじめとした伐採や造林、保育など公益的機能に応じたきめ細かな森林施業を推進します。

② 放置竹林対策の推進

- ・ 放置竹林の拡大・侵入を防止するため、竹林の間伐・皆伐を推進するとともに、所有者による適正な維持管理につながる方策を検討します。

③ 林道の整備

- ・ 計画的な森林整備を進めるため、林道の整備や作業道の開設を推進します。

④ 間伐材（木材・竹）の利用促進

- ・ 間伐材の利用促進を図るため、さまざまな取り組みを検討します。特に間伐材を利用した木製品の提案、公共施設での利用などを促進します。

⑤ 森林ボランティアの育成・支援

- ・ 人と森林とのかかわりなどへの理解を深めるとともに、森林環境整備や接待茶屋周辺の森づくりを推進するため、ボランティア団体などを育成・支援します。

(2) 水資源の保全

① 黄瀬川流域地域との連携強化

- ・ 地下水保全に関する啓発活動や水源かん養の取り組みを黄瀬川流域全体で効果的に行うため、県や3市3町（沼津市、裾野市、御殿場市、清水町、長泉町、小山町）との連携強化に努めます。

② 地下水、湧水量の監視

- ・ 2市2町（沼津市、三島市、清水町、長泉町）で組織する黄瀬川流域地下水利用対策協議会により、定期的な地下水位の観測とともに井戸の掘削の届出指導を行い地下水の保全を図ります。

③ 地下水かん養・節水活動の推進

- ・ 箱根西麓での森の小さなダム*づくりの実施や雨水浸透マス*の設置などにより地下水かん養を図るとともに、節水コマ*や雨水貯留施設の設置の普及により地下水の保全を図ります。

5 主要事業

■間伐事業

■放置竹林対策事業

■県単林道事業

■林道維持管理事業

■間伐材の利用促進事業

■森林ボランティア推進事業

■小沢の里維持管理事業

■地下水保全対策事業

■地下水位・湧水量観測事業

■森の小さなダムづくり事業

■雨水浸透貯留等施設設置補助事業

6 協働の取り組み（自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう）

- 森林の役割、仕組みを学習するための森林イベントへの参加
- 森林ボランティア活動への参加
- 森の小さなダムづくりへの参加
- 節水コマや雨水浸透マスの設置



森の小さなダムづくり

〔用語解説〕

①雨水浸透マス ②森の小さなダムづくり ③節水コマ

第5項 環境を保全し継承するまちづくり

33 緑と水辺空間の保全と創出 〈緑・水辺空間〉

1 現状と課題

- ・潤いと安らぎのあるまちづくりを進めるには、市街地の緑や湧水を活かした水辺空間の保全・創出・活用を図る必要があります。
- ・本市の1人当たりの公園面積は県内で比較すると低い水準にあることから、計画的な公園の整備が求められています。
- ・市民緑化を進めるため、みどりまつりや花づくり講習会などの身近な緑を楽しむイベントを継続的に実施していく必要があります。
- ・公園や街路樹などの維持管理費が年々増加していることから、市民との協働による新たな緑の管理体制が必要となっています。
- ・三島墓園について、墓地の需要と敷地の有効活用に配慮した計画的な整備が課題となっています。
- ・源兵衛川や大場川、清住緑地などの水辺は、憩いの場として多くの人に利用されていることから、今後も適切な維持管理が求められています。
- ・市民の貴重な財産である楽寿園を後世に引き継ぐことができる管理運営方針の検討が必要とされています。
- ・楽寿園の魅力を高め、市民の利便性を向上させるために、水や自然と親しむことができる環境の整備や、施設の改善、市内外へのPRなどが必要です。

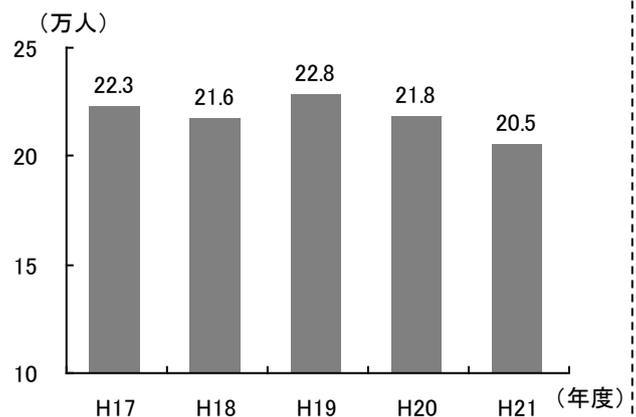
都市公園等面積の現況

(㎡)				
都市名	三島市	沼津市	熱海市	富士宮市
都市公園等面積	421,091	1,471,000	1,584,000	923,074
1人当たり面積	3.8	7.0	39.0	7.4
都市名	伊東市	富士市	御殿場市	下田市
都市公園等面積	612,179	2,962,600	467,025	966,158
1人当たり面積	8.2	11.6	5.3	37.8
都市名	裾野市	伊豆市	伊豆の国市	静岡県
都市公園等面積	214,800	26,552	708,673	32,215,193
1人当たり面積	4.0	0.7	4.7	8.4

都市公園等：都市計画区域内において市、国、県、公団などが設置している公園

資料：平成21年度市町の指標（静岡県）

楽寿園入園者数の推移



2 目的

緑豊かな生活空間と水辺環境などの保全・創出・活用を図り、うるおいとやすらぎのあるまちづくりを推進すること。

3 目標（指標）

指標名	現状値(H21)	目標値(H27)	指標の説明
都市公園の開設済み面積 (1人当たりの都市公園面積)	37.85ha (3.34㎡/人)	47.5ha (4.2㎡/人)	市で開設した都市公園面積
楽寿園入園者数	204,633人	250,000人	年間の全入園者数

4 施策の方向

(1) 緑に関する総合的施策の推進

① 緑の基本計画の推進

- ・緑地の保全や緑化の推進の指針とするために策定した緑の基本計画に基づき、緑の保全、創出、活用を図るとともに協働によるシステムづくりを進めます。

② 緑化の推進

- ・市民、NPO、事業者との協働による花壇づくりを推進します。
- ・みどりまつりや緑化講習会を通じてみどりと花いっぱい運動を推進するとともに、生垣づくりの奨励や記念樹の配布、屋上・壁面緑化への支援により市民緑化を進めます。

③ 緑の保全・育成

- ・市民や事業所からの募金によるふるさとの緑保全基金を活用し、市内に残された貴重な樹林地や巨樹などを保全します。また、街路樹の適切な維持管理を行い、良好な市街地の緑の育成に努めます。

(2) 公園・緑地・墓園の整備

① 公園・緑地の整備・管理

- ・向山古墳群史跡の公園整備や白滝公園をはじめとする公園の機能の充実、ポケットパーク*などを含む公園・緑地を適切に配置し整備を図ります。また、快適で安全な公園を提供するため、遊具や施設の安全点検、定期的な除草や樹木の剪定など適切な維持管理を実施します。

② 墓園の整備・管理

- ・清潔で快適な墓地を提供するため定期的な除草や樹木の剪定など適切な維持管理を行います。
- ・墓所の使用状況などを踏まえて納骨堂の建設や墓地の増設について検討します。

(3) 水辺環境の保全

① 水辺環境の適正管理

- ・水辺環境の再生と保全を図るため、源兵衛川や大場川、清住緑地などの除草や樹木管理を行うなど、水辺環境の適正な維持管理を実施します。

(4) 楽寿園の保全と活用

① 庭園・文化財の保全管理

- ・国の天然記念物・名勝に指定されている小浜池周辺地域と市の指定文化財である楽寿館を保全するとともに、園内に広がる豊かな自然の良好な管理に努めます。

② 公園機能の充実と利用の促進

- ・食堂や展示場などの老朽化した施設の更新を進めるとともに公園機能の充実に努めます。
- ・水を生かしたイベントや自然と親しむ参加型イベントの開催と積極的なPRなどにより、市民の利便性向上を図るとともに、民間活力を生かした利用促進や誘客促進の方策について検討を進めます。

5 主要事業

■緑の基本計画推進事業 ■みどりと花いっぱい運動推進事業 ■遊休地対策事業 ■屋上等緑化補助事業 ■緑道育成事業	■向山古墳群史跡公園整備事業 ■白滝公園まち並み景観整備事業 ■公園等管理事業 ■河川環境管理事業	■楽寿園庭園及び文化財保全整備事業 ・楽寿館等文化財維持補修事業 ■楽寿園再編対策事業 ■楽寿園行事・イベント実施事業
--	--	--

6 協働の取り組み（自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう）

- 地域ボランティアの活動への参加
- 緑と花いっぱい運動への参加
- 地域が主体となった公園・広場の管理

〔用語解説〕

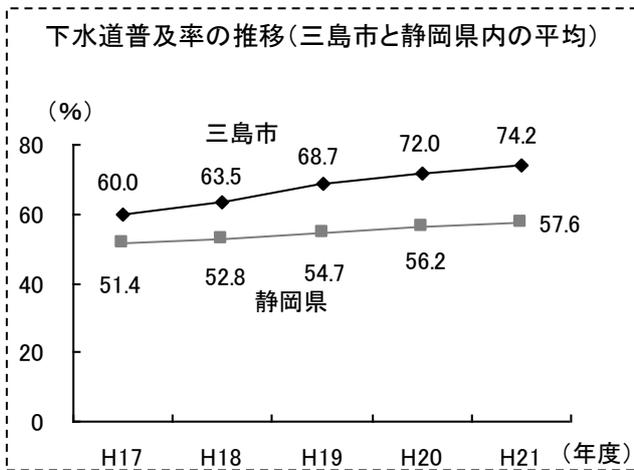
①ポケットパーク

第5項 環境を保全し継承するまちづくり

34 生活排水処理の推進〈生活排水〉

1 現状と課題

- ・本市の平成21年度(2009)末現在の公共下水道普及率は7割を超えており、県内では政令指定都市を除くと最も高い水準まで整備が進んでいます。
- ・快適な生活環境を確保するため、引き続き計画的な公共下水道の整備が必要ですが、費用対効果を考慮した効率的な整備方法や下水道計画区域の見直しの検討が求められています。
- ・公共下水道施設の維持管理費用を抑制するため、老朽化した施設のライフサイクルコストを意識した計画的な施設の改築や延命化、管理の効率化が必要となっています。
- ・公共下水道未整備地区(公共下水道認可区域外)については、河川の水質保全を図るため、合併処理浄化槽*の設置推進を図る必要があります。
- ・衛生プラントで処理するし尿や浄化槽汚泥は減少傾向にあることから、効率的な処理方法と施設の維持管理方法について、調査・検討が求められています。



三島市浄化センター

2 目的

生活排水処理による河川の水質保全を図り、安全で快適な生活環境を確保すること。

3 目標(指標)

指標名	現状値(H21)	目標値(H27)	指標の説明
公共下水道普及率	74.2%	79.0%	行政人口に対する公共下水道処理区域内の現住人口の割合
生活排水処理率	74.9%	81.0%	行政人口に対する公共下水道や合併処理浄化槽などにより、生活雑排水処理をしている人口の割合
水洗化率	89.4%	92.0%	公共下水道処理区域内の現住人口に対する水洗化人口の割合

4 施策の方向

(1) 公共下水道事業の推進

① 公共下水道整備事業の推進

- ・公共下水道計画に基づき、中郷地区は単独公共下水道*として、錦田・北上地区などは県と共同の流域関連公共下水道*として整備を進めます。

② 公共下水道施設の維持管理

- ・管きょや終末処理場及びポンプ場施設の計画的な点検と検査、修繕などの実施により、故障防止

や機器類の延命化、確実な汚水の排除・処理を実現し、適正で効率的な公共下水道施設の維持管理を行います。

③ 公共下水道への切り替え促進

- ・公共下水道への早期切り替えを促進するため、文書や電話などによる水洗化指導を強化し、併せて工事費用の融資あっせんや利子補給などの水洗化促進制度を継続して実施します。

④ 健全な公共下水道事業の経営

- ・経費の節減や事業経営の合理化などにより、健全な公共下水道事業の経営に努めます。

(2) し尿・浄化槽汚泥の処理

① 衛生プラントの維持管理

- ・施設機器類の故障防止と延命化のため、計画的な点検や修繕を行うとともに、処理水や排出ガスなどの監視測定を実施するなど、適正で効率的な維持管理に努めます。

② し尿・浄化槽汚泥の効率的な処理

- ・し尿及び浄化槽汚泥の搬入量を的確に予測し、処理量に対応した施設整備を行うとともに効率的な汚泥処理方法の検討を進めます。

(3) 公共下水道未整備地区の生活排水処理

① 公共下水道計画区域の見直し

- ・将来人口の見通しなどに基づき、適切な整備・管理が実施出来るような公共下水道計画手法の見直しを進めます。

② 合併処理浄化槽設置の促進

- ・公共下水道事業認可区域外の生活排水の浄化を図るため、合併処理浄化槽の設置を支援します。

5 主要事業

<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共下水道整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 単独公共 ・ 流域関連 ・ 特定環境保全 ・ 処理場建設 ■ 都市下水路施設耐震補強事業 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 低地私設ポンプ設置補助事業 ■ 公共下水道維持管理事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 単独公共 ・ 流域関連 ・ 終末処理場 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 衛生プラント管理運営事業 ■ し尿浄化槽廃止補助事業 ■ 合併浄化槽設置補助事業
---	---	--

6 協働の取り組み（自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう）

- 整備済みの公共下水道への早期接続
- 浄化槽の適正な維持管理
- 河川美化意識の向上

〔用語解説〕

①合併処理浄化槽 ②単独公共下水道 ③流域関連公共下水道

